

施策 1 3 3

児童虐待の防止と社会的養育の推進

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳が守られています。また、全ての子どもが家庭、あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援や、里親委託、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数						29市町
	15市町 (30年度)					
目標項目の説明と令和2年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県が派遣するスーパーバイザーやアドバイザーの専門的知見の活用などにより児童虐待の早期発見、早期対応力の向上に取り組む市町数					
2年度目標値の考え方						

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数（累計）						16事業
	8事業 (30年度)					
里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合						35.0%
	28.8% (30年度)					

現状と課題

- ①児童虐待相談対応件数は全国的に増加しており、その内容もより複雑化する中、これまで介入支援機能や法的対応力の強化に向けた専門職の配置、全国に先駆けた独自のリスクアセスメントツールの導入、相談業務へのAI活用に向けた実証実験、子どもの権利擁護のためのアドボケイトの養成など、相談支援体制の強化に取り組んできました。さらに、県民全体で児童虐待の防止に取り組む決意を改めて示すため、社会情勢の変化やこれまでの取組をふまえ、「子どもを虐待から守る条例」の改正を進めています。引き続き、児童相談所の機能の充実や市町や警察等との連携を強化し、社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があります。
- ②平成 23（2011）年3月、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざして、「三重県子ども条例」を制定し、県民をあげて、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組んできました。さらに、平成 27（2015）年3月には、家庭から離れてもより家庭的な環境で生活できるよう「三重県家庭的養護推進計画」を策定し、施設や里親関係者と協力し、里親委託の推進や施設の小規模化および地域分散化を進めてきたところ、里親委託率は全国平均を上回るペースで伸びているとともに、家庭的な養育環境の施設も年々増加しています。そのような中、平成 28（2016）年には、児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であることに加え、家庭養育優先原則が明確に示されたことから、今後は「新しい社会的養育ビジョン」の理念に沿って、社会的養育の推進に向け、里親委託と施設環境の充実をさらに推進するとともに、子どもの権利擁護の取組、自立支援の推進、市町の子ども家庭支援体制の構築を進める必要があります。

令和2年度取組方向

- ①児童相談所における対応力の強化のため、AI技術の活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上を図るとともに、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、ニーズアセスメントツールの精度を高め、法的対応や介入型支援を推進します。
- ②令和4（2022）年度までの実現をめざし国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めます。
- ③市町をはじめとする関係機関との連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営強化や子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組む市町を支援するとともに、市町職員の相談対応スキルの向上が図られるよう人材育成を支援することで、県全体での対応力強化を図ります。
- ④多機関連携、協同面接、アドボケイト養成、家庭復帰プログラムなど、子どもの権利擁護を重視した取組の充実に努めます。
- ⑤令和元（2019）年度に策定予定の「三重県社会的養育推進計画」に基づき、関係者との密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けてフォスタリング体制の構築を進め、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めます。
- ⑥施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設および乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するとともに、施設機能の高度化と、これまでのノウハウを活かした多機能化に向けた取組を支援します。また、児童自立支援施設、児童心理治療施設等と連携し、児童一人ひとりの特性に応じた適切な支援を行います。
- ⑦児童養護施設に入所している要保護児童等の自立支援に向けて、施設や企業、NPO等が連携・協力し、退所後の就労や生活を支援するため、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備します。

主な事業

① 児童一時保護事業【基本事業名：13301 児童虐待対応力の強化】

予算額：(R1) 217,890千円 → (R2) 239,341千円

事業概要：児童相談所に併設する一時保護所や施設等への委託一時保護において被虐待児童等を保護し、児童の安全の確保を図るとともに、専門職による心のケア等を行います。

② (一部新) 児童虐待法的対応推進事業【基本事業名：13301 児童虐待対応力の強化】

予算額：(R1) 46,429千円 → (R2) 186,464千円

事業概要：児童相談所の法的対応、介入型支援を強化し、児童虐待に的確に対応するため、AI技術の活用によりアセスメントの精度を高めます。また、子どもの権利擁護を推進するため、多機関連携の推進や協同面接の確立に取り組むとともに、アドボケイト（代弁・擁護者）の養成、適切な家庭復帰に向けた仕組みづくりを進めます。

③ (一部新) 市町児童相談体制支援推進事業【基本事業名：13301 児童虐待対応力の強化】

予算額：(R1) 2,319千円 → (R2) 10,199千円

事業概要：市町との継続した定期協議を実施し、要保護児童対策地域協議会の運営強化のためのアドバイザー派遣等を行うとともに、市町職員を対象とした研修の充実を図ります。また、市町の子ども家庭総合支援拠点設置のための支援を行います。

④ (一部新) 家庭的養護推進事業【基本事業名：13302 社会的養育の推進】

予算額：(R1) 140,310千円 → (R2) 227,024千円

事業概要：里親リクルートから里親研修、子どもとのマッチング、里親委託中から委託解除後の支援までを行う里親養育包括支援体制の整備を進めます。また、児童養護施設等の人材確保を支援するとともに、小規模グループケア化や多機能化、児童家庭支援センターの設置を促進します。

⑤ (一部新) 家族再生・自立支援事業【基本事業名：13302 社会的養育の推進】

予算額：(R1) 12,757千円 → (R2) 44,180千円

事業概要：入所児童の処遇向上を図るため、児童養護施設職員等の人材育成に取り組むとともに、退所者に対し生活の場の提供や身元保証を行います。また、施設等における自立支援体制を充実させるとともに、企業、NPO等と連携し、就労支援のネットワークづくりを進めるなど、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備します。